#### 豊中市女性活躍推進事業者認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27 年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、女性活躍推進に積極的に取り組んでいる市内事業者を「豊中市女性活躍推進事業者」として認証することにより、市内事業者等における女性の活躍推進を促すことを目的とする。

(対象となる市内事業者等)

- 第2条 豊中市女性活躍推進事業者の認証の対象となる事業者は、次に掲げる要件のすべて に該当する者でなければならない。
  - (1) 市内に活動拠点を有する企業、事業所、法人等(以下「事業者等」という) であること。
  - (2) 次に掲げる項目で、女性の活躍推進のための取組みを行っていること。
    - ア 女性活躍に関する推進体制及び職場風土の改善
    - イ 働きやすい職場環境、両立支援
    - ウ 採用・職域拡大・管理職登用などの女性活躍の促進
    - エ 女性活躍に関する現状・方針・取組み内容の具体的な開示
  - (3) 市税の滞納がないこと(免除、非課税の場合は要件を満たすものとする。)
  - (4) 事業者等の役員等が豊中市暴力団条例に定める暴力団、暴力団員、暴力団密接関係 者でないこと
  - (5) 過去3年以内に、その他重大な法令違反がないこと

(認証の申込み)

第3条 認証を希望する市内事業者等(以下「申込者」という。)は、誓約書(様式第1号)及び豊中市女性活躍推進事業者認証申込書(様式第2号)(以下「認証申込書」という。)に 必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(認証)

第4条 市長は、提出された認証申込書等を確認し、第2条に規定する事項のすべてに適合することを確認した場合は、当該事業者等を豊中市女性活躍推進事業者として認証するものとする。

(認証証の交付)

第5条 市長は、前条の規定に基づく確認の結果について、豊中市女性活躍推進事業者に係る決定通知書(様式第3号)を申込者に通知し、豊中市女性活躍推進事業者として認証した場合には認証証(様式第4号)を交付するものとする。

### (認証事業者への支援)

- 第6条 豊中市女性活躍推進事業者として認証した事業者等(以下、「認証事業者」という。) への支援は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 豊中市公式ホームページ等で認証事業者の名称や取組内容等を広く公表する。
  - (2) 認証事業者が第2条第2号に掲げる取組を推進するにあたって有用な情報を提供する
  - (3) 認証事業者は別に定めるところによりロゴマークをその事業者等が発行する印刷物等に表示することができる。
  - (4) 前号に掲げるもののほか、認証事業者の取組みを支援するための措置

#### (認証変更等の申出)

- 第7条 認証事業者は、次に掲げる各号に変更があった場合は、速やかに豊中市女性活躍推進事業者認証(変更・取下)届出書(様式第5号)(以下「変更等届出書」という。)を市長に提出するものとする。
  - (1) 事業者の名称
  - (2) 代表者の職・氏名
  - (3) 所在地
  - (4) 認証申込書及び添付様式に記載した女性の活躍推進に関する取組内容、実施状況

#### (認証の辞退申出)

第8条 認証事業者は、認証の要件を満たさなくなったとき、又は認証の辞退をしようとするときは、変更等届出書を提出するとともに、認証証を返還しなければならない。

## (認証の取消)

- 第9条 市長は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り 消すことができる。
  - (1) 認証事業者が、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったと 認められるとき。
  - (2) 虚偽の申告その他不正な手段により第4条の認証を受けたとき。
  - (3) 認証事業者が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
  - (4) 次条に規定される取組状況報告書の提出がないとき。
  - (5) その他市長が認証の取り消しが適当と認めた場合
- 2 市長は、前項の規定により認証を取り消した場合には豊中市女性活躍推進事業者に係る 認証取消通知書(様式第6号)(以下「取消通知」という。)により通知するものとする。
- 3 第1項第1号、第2号及び第4号の規程により認定の取消しを受けた事業者は、認証の 取消通知を受けた日の翌日から起算して3年間、認証を申込むことができない。

#### (取組状況の報告)

- 第10条 認証事業者は、毎年、市長が別に定める日までに豊中市女性活躍推進事業者取組 状況報告書(様式第7号)を提出しなければならない。
- 2 市長は、必要に応じて聴取調査又は現地調査を実施するほか、取組状況が分かる書類等 の提出を求めることができる。

## (認証の有効期間)

第11条 認証の有効期間は、事業者が認証証の交付を受けた日から3年経過した日の属する年度末までとする。

## (認証の更新)

- 第12条 認証事業者は、前条に規定する期間ごとにその更新を受けることができる。
- 2 認証の更新を希望する場合は、有効期間が終了する2ヶ月前までに本市に申込むものとする。
- 3 前項に規定する更新手続きは、第3条及び第4条の規定を準用する。

## (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途市長が定める。

## 附則

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

## 様式第1号(第3条関係)

## 誓 約 書

豊中市女性活躍推進事業者認証制度実施要綱第3条に規定する女性活躍推進事業者の認証 の申込にあたって、以下の事項を誓約します。

なお、申込にあたり、私(事業者等)の市税の納付状況について、確認することについて同意します。

記

- 1 私(事業者等)の役員等は、豊中市暴力団条例に定める暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者ではありません。
- 2 私(事業者等)は、次の各号のすべてを満たします。
  - (1) 市税等の滞納がないこと。
  - (2) 過去3年以内に、その他重大な法令違反がないこと。

年 月 日

(宛先) 豊中市長

名 称 代表者の職氏名 本社(本部)の所在地 市内事業所所在地 (宛先) 豊中市長

所 在 地 名 称 代表者名

豊中市女性活躍推進事業者認証(新規・更新)申込書

豊中市女性活躍推進事業者認証制度実施要綱第3条に基づき、認証・更新について次のと おり申し込みます。

## 1. 申込者の情報等

所在地*注1									
名称*注1									
設立年月日									
業種	①建設業 ②製造業 ③情報通信業 ④運輸業 ⑤卸売・小売業								
該当の業種に	⑥金融保険業 ⑦不動産業 ⑧飲食・宿泊業 ⑨教育・学習支援業 ⑩								
○印をつけてく	医療・福祉 ⑪サービス業 (他に分類されないもの)								
ださい。	②その他								
事業内容									
(具体的に)									
従業員数(※注	人	男性	生人	、(正規	人	非正規	人)		
2)		女性	生 人	、(正規	人	非正規	人)		
申込に関する									
担当者名									
`声级 仕	電話番号				FA	X番号			
連絡先	メールアドレス								

- \*注1 本社が市外にある場合は申込を行う豊中市内の事業所名等 \*注2 本社が市外にある場合は、注1で申込を行う市内の事業所の従業員数

## 2. 認証要件

分類ア〜エの各実施内容の内、分類ア〜ウは各分類に2つ以上、分類エは1つ以上の取組 みを行っていること。

#### 【認証項目】

お証項 分類	実施内容			取組 チェック 提出書類					
職場風土の改善ア・推進体制及び	1	女性活躍に関する理念・方針などを定め、組織のトップが従業員に向けて発信している。		・社内報等の写し ・理念、方針 など					
	2	女性の活躍を推進する体制が作られている。		・組織図、社内規定、活動を推進する 部署が分かるもの など					
	3	ハラスメントについての相談窓口や苦情の窓口を 設置している。		・取組み内容が分かるもの など					
	4	女性活躍や働き方改革に関する研修等、従業員向けの研修を実施している。		・研修概要など実施内容が分かるもの など					
	5	従業員の満足度や就業意欲を把握している。		・取組み内容が分かるもの など					
イ.働きやすい職場環境	6	多様で柔軟な働き方の推進をしている。(テレワーク、在宅勤務、時差出勤、フレックスタイム制度、短時間勤務等)		・就業規則、社内報、掲示物など制度が分かるもの。併せて、実績が分かるもの。					
	7	法律で定められている育児休業・各種休暇制度及 び事業者独自の休業制度等について、社内に周知 している。		・社内報、掲示物など周知内容、方法 が分かるもの					
	8	業務の効率化や長時間労働の是正(月平均残業時間45時間未満)、年次有給休暇取得の促進をしている。		・取組内容、実績が分かるもの					
	9	育児や介護に関する休業後の復帰にあたっての支援を行っている。		・取組内容、実績が分かるもの					
	10	育児・介護休業取得率向上に向けた研修及び支援 策を実施している。		・取組内容、実績が分かるもの					
(採用・職域拡大・管理職登用)ウ.女性の活躍推進	11	男女ともに、継続的な教育の機会が確保されている。		・取組内容、実績が分かるもの					
	12	計画的な女性の採用を行っている。		・募集資料など、取組内容が分かるもの					
	13	非正規雇用から正規雇用となる制度がある、また は過去3年以内に実例がある。		・就業規則、過去の実例など					
	14	女性のキャリア形成や職域拡大に取り組んでい る。		・取組内容、実績が分かるもの					
	15	管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合が 15%以上、又は3年間で増加している。		・実績が分かるもの					
工.	16	女性活躍に関する現状・方針・取組等を具体 的に開示している。		・開示状況が分かるもの					
情報開示	17	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策 定し、従業員に周知、外部に公表、労働局に届けて いる。		・一般事業主行動計画策定届書や認 定通知書など					

【申込書類、提出書類を郵送もしくは持参する場合(メールで送付する場合を除く)】

<sup>\*</sup>取り組んでいる項目の取組チェック欄に☑し、提出書類を添付して提出してください。

<sup>\*</sup>提出書類の該当箇所にマーカー等で印をつけるとともに、該当ページに付箋やインデックスを貼り、該当する認証項目番号を表示してください。

年 月 日

様

豊中市長

## 豊中市女性活躍推進事業者に係る決定通知書

年 月 日付け申込のありました豊中市女性活躍推進事業者の認証について、豊中市女性活躍推進事業者認証制度実施要綱第5条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

記

- □ 認証する
  - (1) 認証年月日:
  - (2) 認証の期間

年 月 日から 年 月 日まで

□ 認証しない

認証しない理由





豊中市女性活躍推進事業者

# 認証証

名称:

認証期間:

豊中市女性活躍推進事業者認証制度実施要綱第 4条の規定により豊中市女性活躍推進事業者とし て認証します。

年(年)月日豊中市長



(宛先) 豊中市長

所在地 名称 代表者名

## 豊中市女性活躍推進事業者認証(変更・取下)届出書

豊中市女性活躍推進事業者認証制度実施要綱第8条に基づき、下記のとおり届け出ます。

区分			□変	更			取	下	
変更・廃止年月日			年		月		日		
変更内容	変更前								
	変更後								
変更・取下の理由									
担当者名部署名		電話番	号(FA)	X 番 <sup>爿</sup>	号)				
			E メー	ル					

年 月 日

様

豊中市長 (公印省略)

## 豊中市女性活躍推進事業者に係る認証取消通知書

年 月 日付で認証した豊中市女性活躍推進事業者認証について豊中市女性活躍推進事業者認証制度実施要綱第9条第2項の規定により取消しますので通知します。

記

取消理由

(宛先) 豊中市長

名 称 代表者の職氏名 本社(本部)の所在地 市内事業所所在地

豊中市女性活躍推進事業者認証制度実施要綱第 10 条第 1 項の規定により、取組み状況について下記のとおり報告します。

記

作成担当者 所属・氏名 (連絡先)

○前回報告時(認証時)からの変更点 取組状況に沿って、チェックの当否に変更があれば項目毎にその旨をお書きください。

- \* 新たにチェックされた項目について、実施内容を示す提出書類を添付してください。
- \* 認証基準を満たさなくなった場合、認証を取り消しさせていただくとともに、認証証を 返還していただきます。